簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記の委託業務について、簡易公募型プロポーザル方式(「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価方式の運用ガイドライン(平成27年11月(令和3年3月一部改訂))」及び「建設関連業務の総合評価落札方式に関する運用の手引き(試行)(令和3年度版)」に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公示する。

令和 4 年 6 月 24 日

青森県知事 三村 申吾

記

1.業務概要

(1)業務名

河砂委第 4002 号 馬淵川治水計画検討業務委託

(2)業務目的

本業務は、「馬淵川河川整備基本方針」に対する青森県管理区間の河道計画検討を実施するとともに、現行の「馬淵川水系河川整備計画(指定区間:八戸圏域)」における治水対策実施後の次期治水計画の整備メニューの設定を目的に実施するものである。

(3)主たる業務内容

- 1)計画準備
- 2)基本事項の整理
- 3) 水理解析モデルの構築
- 4)基本方針に対する河道計画検討 既往検討計画の整理 計画高水位(HWL)の検討 河道計画案の検討 計画案の比較検討
- 5)次期治水計画(案)の検討 目標流量の検討 河道計画検討 費用対効果検討
- 6)報告書作成

2.業務量の目安

本業務の業務量は25,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を想定している。

3.履行期限

契約締結の翌日(令和4年8月下旬予定)~令和5年3月24日

4.参加資格

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- 1)地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- 2)青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- 3)青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(昭和58年2月 青森県規則第6号)第3条第2項各号に掲げる業務について、同規則第5条の規定に よる認定を受けた者(技術提案書の提出期限までに認定をうけることが見込まれる者 を含む。)であること。
- 4)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更正手続き開始の決定を受けているものを除く。)でないこと、又は民事再生法(平成11年法法律第225号)に基づき、再生手続きの申立てがなされている者(再生手続き開始の決定をうけている者を除く。)でないこと。
- 5)日本国内に、本店を有していること。
- 6)青森県建設業者等指名停止要領(昭和60年6月1日付け青監第323号)に基づく知事の指名停止の措置を、受注意思表明の提出期限の日から契約の締結の時までの間に、受けていない者であること。

5.技術提案書の提出者を選定するための評価基準

(1)技術力評価:企業評価

同種業務の実績(件数)、業務成績、地域精通度等

(2)技術力評価:技術者評価

保有資格、同種業務の実績(件数)、業務成績、地域精通度等

6.技術提案書を特定するための評価基準

(1)技術力評価:配置技術者評価

保有資格、同種業務の実績(件数)、業務成績、地域精通度 等

(2) 実施方針・実施フロー・工程表・その他

業務理解度・実施手順

(3)特定テーマに対する技術提案

的確性、実現性、独創性

7. 手続き等

(1)担当部局

〒030 - 8570 青森県青森市長島一丁目 1番 1号

青森県 県土整備部 河川砂防課 河川・海岸グループ

担当:笠井(かさい)、野呂(のろ)、後藤(ごとう)、古川(こがわ)(窓口)

TEL:017(734)9665(直通)

FAX: 017 (734) 8191

e-mail: kasensabo@pref.aomori.lg.jp

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

令和4年6月24日から令和4年7月4日まで青森県県土整備部河川砂防課ホームページ及び青森県建設業ポータルサイト上で交付する。

(3)参加表明書の受付期限並びに提出場所及び方法

令和4年7月4日 午後5時まで

提出は、上記日時までに1部、河川砂防課河川・海岸グループ担当者へ提出する。

(持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類の受理について、必ず 担当へ確認すること。)

(4)技術提案書の受付期限並びに提出場所及び方法

令和4年7月25日 午後5時まで

提出は、上記日時までに1部、河川砂防課河川・海岸グループ担当者へ提出する。

(持参及び郵送等に加え、電子メール等での提出も認める。書類等の受理について、必ず担当へ確認すること。)

8. その他

- (1)手続において使用する言語及び通貨:日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)契約保証金:業務委託料の10分の1(500万円以下の場合は100分の5)以上の額。 ただし、青森県財務規則第159条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- (3)契約書作成の要否:要。
- (4)関連情報を入手するための照会窓口:上記7.(1)に同じ。
- (5)詳細は、説明書による。